

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

新型コロナウイルス感染症対策として行われた学校の臨時休業による学習の遅れや休業要請による家庭の収入減少が、子どもや保護者に大きな不安を与えており、教職員は感染症対策と併せて学びの保障や心のケアに日々奮闘している。また、いじめ・不登校等への対応、ICTの活用など学校現場では解決すべき課題が山積しており、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

大分県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われているが、義務教育は自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう、国としての定数改善計画の策定と国庫負担に基づく財源の保障が必要である。また、2019年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、「子どもの『将来』だけでなく『現在』に向けた対策であること」「子どもの貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること」など目的や基本理念を充実させたが、日本では7人に1人の子どもが貧困状態にあり、経済格差が教育格差につながらないよう教育予算の拡充が必要である。全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、子どもの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠である。

以上のことから、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の項目について取り組むことを強く要望する。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月26日

日 田 市 議 会